

応用
介護編 痴呆を考える

●地域での理解を高める
～下條村の実践から～

1月の健康大会で発表する踊りを練習している。毎回、身体を動かすものと手を使うものを組み合わせたプログラムを行う



下伊那郡下條村では昭和55年頃から痴呆のお年寄りの徘徊や死亡が問題となり、浜松医療センター金子満雄さんによる早期痴呆の判定やリハビリ、いわゆる浜松方式を取り入れて予防に取り組みようになった。それから現在に至る10年、月2回の脳刺激訓練教室、金子さんによる講演会や相談会を行ってきた。

教室では右脳の刺激を目的に、ストレッチ、歌、手遊びなどのゲーム、細かい作業を楽しむ。また年に3回、かなひろいテストを行い、脳の機能を判定している。希望者は誰でも参加することができ、卒業生の交流が広がり、3年ほど前から各地区で自主的に出前教室「ふれあいサロン」が開かれるようになった。

村民の痴呆の知識を増やしてきたことで「痴呆に対する差別や偏見がなくなった」と保健婦の串原さんは話す。教室や地域でも、痴呆のお年寄りをフォローする姿が見られるという。また「痴呆は早めに気づき、予防する」という考え方が根つき、物忘れが見られるようになると、家族や民生委員から保健婦に連絡が入

家庭内での虐待には1叩く、つねるなど身体的虐待2きつい言葉や無視などによる心理的虐待3性的虐待4無断でお金を処分するなど経済的虐待5世話の放棄、があります。実際には「言ってもわからない」「面倒みれない」と放っておく、妄想や徘徊などの問題行動にかあって叩いてしまうということが多です。

そうした事を防ぐには、サービスを利用して、介護者が自分自身の時間を持つようにすることが必要です。また痴呆の理解が十分でないと、問題行動に冷静な対処ができなかったり、どうしていいかわからないこともあります。痴呆の方の特徴や接し方、介護方法などを学ぶことも大切でしょう。

サービス事業所の職員や周囲の人は、お年寄りのおびえや訴え、身体の傷や痣、皮膚・清潔の状態に注意して、サインに早目に気づいて下さい。「もしかしたら?」と思ったら、介護者の話をよく聞いて要因をつかみます。単純に「介護者が悪い」という見方をし、説教や注意をしても問題の本質は解決しません。

高齢者の虐待に関する専門の窓口はまだなく、身近にいる専門職が対応することになります。痴呆であっても人権は守られなければなりません。虐待は人権侵害の1つです。家庭内、親子間や夫婦間であっても専門職は見過ごさず、解決に向けて取り組んでほしいと思います。

痴呆老人の
人権と虐待

山口光治さん
(上田女子短期大学講師)

り、教室の参加へつなげられることが多くなった。「痴呆がゼロということではありませんが、改善したり、維持できている実感はあります。楽しみながら痴呆を予防できるなんて、すごくいいですよ」と言う。

現在の課題は、男性の参加が少ないことと、痴呆の疑いがあっても教室に参加しただけで、重度になっていく人への対応だという。



色を付けた卵のカラを貼って、絵にしている「たまごモザイク」。皆、うまく仕上げようと真剣に話をする良い場にもなっている。参加して9年になる71歳の方は「楽しみで、他のことは放っても来ると」笑う

高齢者の人権